

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月29日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	5号機の可燃性ガス濃度制御系における運転上の制限からの逸脱事象に鑑み、1号機において当該系統の確認を行っていたところ、当該系統内の実流量が流量指示計に適切に表示されず、保安規定で求められている機能が確認できていなかったと判断された。このため本日、「運転上の制限」からの逸脱を宣言。流量変換器の測定範囲の修正等を行った上で所定の流量が流れることを確認するとともに、このような状態となった経緯を含め原因を調査。	6月29日公表済 (PDF154kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	所内ボイラ蒸気ヘッダー圧力記録計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
2	5号機	常用換気空調系冷却装置(H)の圧縮機(A)において、トリップ事象が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	
3	5号機	屋外トレンチ内サンプポンプ(B)の入口蓋において、腐食が認められたため、当該蓋を補修塗装	
4	5号機	残留熱除去海水系(A・B)の出口ストレーナ廻りにおいて、階段に腐食が認められたため、当該階段を補修塗装	
5	5号機	硫酸第一鉄注入装置の制御盤に接続された電線管に腐食が認められたため、電線管を点検・修理	
6	5号機	硫酸第一鉄受入れ弁(SV-54-19)において、弁の外装全体に腐食が認められたため、当該部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
7	5号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水ポンプ(A)の吐出圧力計端子箱において、アース線に外れが認められたため、アース線を点検・修理	
8	6号機	起動領域中性子束モニタ(F)ペリオド記録計において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該モニタを点検	
9	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化設備遠心薄膜乾燥機(A)の下部蒸気トラップ第1・第2バイパス弁(AO-F3100・F3102)において、グランド部より凝縮水のにじみ跡(析出)が認められたため、グランド部を点検・清掃	
10	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液脱塩塔(B)ベント弁(AO-F481B)において、グランド部より廃液のにじみ跡(析出)が認められたため、グランド部を点検・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで